

## 重要

令和 8 年 4 月 1 日

**令和 8 年 4 月 1 日以降の入札では、  
入札金額に対応した積算内訳書に加えて、  
「工事費内訳書」の提出が必要になりました。**

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載した書類を提出しなければならないこととされました(入札契約適正化法第 12 条)。

つきましては、令和 8 年 4 月 1 日以降の入札においては、入札金額に対応した積算内訳書に加えて、「工事費内訳書」を提出してください。

「工事費内訳書」は、参考様式をご利用ください。任意様式で提出しても構いませんが、必要な項目の記載がない場合は入札が無効となる場合がありますので、ご注意ください。

※積算内訳書についても、これまでどおり必要ですのでご注意ください。

### 【問い合わせ先】

宗像市 経営企画部 契約検査課  
TEL0940-36-1161(直通)